個人8

受付	令和６年２月２１日 (午前)・午後　9 時 06 分

一般質問（代表・(個人)）通告書

令和６年２月　２１日

尾張旭市議会議長　殿

氏　名　片渕　卓三

尾張旭市議会会議規則第５０条第１項の規定により３月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1　質問事項　　3　件

2　質問方法

	１回目　一括質問、一括答弁 再質問以降　質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	１回目から　質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。

尾張旭市議会 受付 -6.2.21 第一号

別紙　　氏　名　片渕　卓三

質　問　事　項 No.　1	自治会のデジタル化で、負担軽減と加入促進について
要 旨	近年、少子高齢化の急速な進行を背景として地域課題が複雑化するなか、高齢者や子どもの見守り、防犯・防災といった観点からも、町内会・自治会の重要性はますます高まっております。 一方、地域の支え合いの基盤となる町内会・自治会は、住民の加入率の低下や役員のなり手不足などの課題に直面しているところが多く、高齢化や近所付き合いの希薄化に加え、「回覧板の受渡しが手間」などといった自治会活動の負担の重さが背景にもあります。 以下、お伺いいたします。 （１）現在の自治会・町内会活性化、加入促進の取組について （２）自治会のデジタル化に対する見解について （３）電子回覧板導入について （４）デジタル化モデル自治会等を選定した取組の検証について

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　片渕　卓三

質　問　事　項 No.　2	認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについて
要 旨	国では、2025 年には高齢者の５人に一人が認知症になると推計しており、認知症が私たちにとってますます身近なものになっております。そして 2024 年の１月１日に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。 基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の構築であります。この目的に向かって、まず大切なことは、認知症に対する正しい理解を深めることであると思います。今後、認知症基本法に基づいて認知症の人が希望を持って暮らせる尾張旭市を目指していただきたいと思います。以下、お伺いいたします。 （１）認知度チェックテスト「あたまの元気まる」についての成果、課題、今後の展開について （２）認知症に寄り添う「ユマニチュード」について （３）認知症サポーター養成講座について

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　片渕　卓三

質　問　事　項 No.　3	能登半島地震を踏まえての防災・減災対策について
要旨	元日に発生した能登半島地震では、道路の寸断による集落の孤立や救援活動の難しさといった課題に加えて「被災者にとって必要な情報をどう届けるか」といった、情報の流通に関する課題も浮き彫りになりました。水道のインフラの復旧、トイレ対策、避難所、学びの確保、民間と自治体との連携等の課題が改めて浮き彫りになりました。以下、お伺いいたします。 （１）水の地震対策について （２）トイレ対策について ア　避難所でのトイレ対策について イ　在宅避難でのトイレ対策について （３）避難所のバリアフリー化について （４）女性避難者への配慮について （５）地域集会所の避難所について （６）ペットの同伴の避難所について （７）ブラックアウト訓練（夜の防災訓練）について

※　申し合わせ事項に留意する。